

## 地域再生法

(平成17.4.1) 最近改正 令和4.5.27 法56号

### (目的)

この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

### 1. 地域再生土地利用計画の作成等

#### (1) 地域再生土地利用計画の作成（法第17条の17）

認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができます。

#### (2) 建築等の届出等（法第17条の18 第1項、第3項）

地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他を認定市町村の長に届け出なければなりません。また届出事項を変更しようとするときは同様に届け出なければなりません。

- 1 誘導施設（地域再生拠点区域に立地を誘導すべき集落福利等施設）を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は建築物を新築、改築、用途を変更する行為
- 2 地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為